

(二) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県富岡市(国有林 次の図に示す部分に限る。)、富岡市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 富岡市(次の図に示す部分に限る。)

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(4) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県富岡市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 群馬県富岡市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び富岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第七十九号

自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第二十三条第三項の規定に基づき、指定法人から名称の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十年四月十日

経済産業大臣 甘利 明

一 変更前の競輪振興法人の名称 財団法人日本自転車振興会

二 変更後の競輪振興法人の名称 財団法人JKA

A

三 変更年月日 平成二十年四月一日

○経済産業省告示第八十号

小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第二十七条第三項の規定に基づき、指定法人から名称の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十年四月十日

経済産業大臣 甘利 明

一 変更前の小型自動車競走振興法人の名称 財団法人日本自転車振興会

二 変更後の小型自動車競走振興法人の名称 財団法人JKA

三 変更年月日 平成二十年四月一日

○国土交通省告示第四百七十一号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の種類、位置等に関する告示(昭和五十一年運輸省告示第六百七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第二項の表常総VORの項を削り、同表守谷VORの項中「平成20年4月9日付から平成20年4月9日付の枠内」を「平成20年4月10日から平成20年4月9日付の枠内」に改め、同表印旛VORの項を削り、同表佐倉VORの項中「平成20年1月17日から平成20年4月9日付の枠内」を「平成20年1月17日から平成20年4月9日付の枠内」に改め、同表信太VORの項中「平成20年1月17日から平成20年4月9日付の枠内」を「平成20年4月10日から平成20年4月9日付の枠内」に改める。

一 所在地を変更する事務所名称及び変更の所在地

登録情報処理機関の名称

変更後の事務所の所在地

財団法人工業所有権電子情報化センター

東京都千代田区五番町5番地5

二 変更の日

平成二十年四月十日

○国土交通省告示第四百七十号

福江空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年四月十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

一 設置者の氏名及び住所 長崎県 長崎市長崎市江戸町二番十三号

二 航空灯火の種類及び名称 飛行場灯火 福江空港照明施設

三 航空灯火の位置及び所在地 福江空港内及びその周辺 長崎県五島市

四 変更した事項(本事項に関しては、平成二十年四月十日付け航空路誌改訂版を参照。なお、変更前の事項については、昭和六十三年運輸省告示第四百八号及び平成四年運輸省告示第八十二号を参照。)

イ 四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表 進入灯(簡易式)の項を次のように改める。

航空灯火 灯 質 光度 配置等

進入灯(簡易式) 白熱電灯、航空可変 一万五千カンデラ 滑走路末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間

白の不動光

四 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表 進入路指示灯の項を次のように改める。

航空灯火 灯 質 光度 配置等

進入路指示灯 キセノン放電灯、航空 実効光度二万九千カンデラ 滑走路末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルから九百メートルまでの間に八灯

空白の閃光 毎秒二閃光

八 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表 滑走路末端識別灯の項を削る。

二 五(2)中、「滑走路末端識別灯」を削る。

五 変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日 平成二十年五月八日

○国土交通省告示第四百七十一号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の種類、位置等に関する告示(昭和五十一年運輸省告示第六百七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

特許庁長官 肥塚 雅博

平成二十年四月十日